

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ)-③【原油等価格の高騰用】
 [営んでいる事業が指定業種及び非指定業種に属する場合<指定業種(主たる業種(注1)かどうかを問わない)での申請用>]
 ※本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できない
 ことによって認定基準を満たす場合に使用する。

広島市長 様

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

私は、表に記載する業を営んでいますが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

--	--	--

- 注1) 主たる業種：主たる事業(最近1年間の売上高が最も大きい事業)が属する業種
 注2) 指定業種であって、原油等の価格上昇を製品等の価格に転嫁できない事業が属する指定業種を日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名で記載。
 注3) 当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

- 1 上記の表に記載した指定業種(以下に同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(認定要件：上昇率 $\geq 20\%$)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \qquad \text{上昇率} \qquad \%$$

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入単価 円
 e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入単価 円

- 2 全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等が売上原価に占める割合(認定要件：依存率 $\geq 20\%$)

$$\frac{S}{C} \times 100 \qquad \text{依存率} \qquad \%$$

C：申込時点で最新の決算書上の全体の売上原価 円
 S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

- 3 ① 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(認定要件：P1 > 0)

$$\left(\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} \right) \times 100 = P1 \qquad P1 = \qquad \%$$

- ② 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(認定要件：P2 > 0)

$$\left(\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} \right) \times 100 = P2 \qquad P2 = \qquad \%$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
 a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
 B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円
 b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円
 B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円
 b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
 ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和 年 月 日 広産産第 号

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名

広島市長

印

原油高対策認定要件及び必要書類について

【認定要件】

国の指定する「業況の悪化している業種」に該当し、かつ、①原油等の仕入単価が20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていることが必要です。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 2部

※ 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は本店の所在地を、記載してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) 直近の確定申告書の写し(事業所の所在地と業種名の記載があるもの※)、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※ 事業所の所在地と業種名の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

※ ただし、直近の確定申告書において、申請する業種が記載されていない場合には、申請する業種を営んでいることがわかるもの(許認可証の写し、売上傳票の写し等)

(2) 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの(伝票等)

(3) 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの(試算表、売上台帳等)

<法人>

(1) 現在事項全部証明書(登記簿謄本等)またはその写し(3か月以内)・・・1通

※ ただし、現在事項全部証明書(登記簿謄本等)において、申請する業種が登記されていない場合には、申請する業種を営んでいることがわかるもの(許認可証の写し、売上傳票の写し等)

(2) 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの(伝票等)

(3) 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの(試算表、売上台帳等)

【留意事項】

1 この認定とは別に、金融機関、広島県信用保証協会による金融上の審査があります。

2 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状(代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意)が必要です。

【申請・問い合わせ先】

(公財)広島市産業振興センター 中小企業支援センター

〒733-0834

広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクス・ビル

TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570

【問い合わせ先】

広島市役所 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259